

千葉県文化芸術に関する基本計画 骨子案

関係法令の状況

- 「千葉県文化芸術の振興に関する条例」の制定
 - ⇒計画の策定（義務）
- 「文化芸術基本法」の改正
 - ⇒文化以外の分野との連携強化
- 「文化財保護法」の改正
 - ⇒文化財のまちづくりへの活用
- 「障害者による文化芸術活動の推進に係る法律」の制定
 - ⇒障害者の参加機会の確保
- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定
 - ⇒文化施設の機能の充実
- 「輝け！ちば元気プラン」
 - ⇒県政全般の方向性との調整
- 「文化芸術推進基本計画」
 - ⇒国の基本計画との調整

本県の文化芸術の強みと課題

- 豊かな音楽活動
- 守り伝えられてきた多彩な文化
- 新たな文化が生まれやすい土壌
- 少子高齢化による担い手の減少
- 文化にふれる場や機会の不足

目指す姿

あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む
心豊かな県民生活と活力ある地域社会

5つの視点

アイデンティティー

多様性

継承

創造

展開



施策の柱

(1)あらゆる人々が文化芸術を享受できる環境づくり

文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術を実践・鑑賞することができる環境を整備する

(2)ちばの多様な文化芸術が輝き続ける地域づくり

県内各地で守られてきた伝統文化や新たに生まれている芸術を活用した地域活性化などにより、未来にちば文化を継承する体制を整備する

(3)新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり

産業や観光・教育等、他分野との連携により文化が社会の様々な場面で輝く機会を創出する

(4)次代を担う子どもや若者がちばの文化にふれる機会づくり

新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者に文化芸術にふれる機会を創出する

(5)ちばの強みを活かした文化の創造・発信

県内で活発な若者の音楽活動や、多様で豊かな新たなちば文化が生まれ育まれやすい土壌など、ちばの強みを活かしたちば文化の創造を推進し、発信する